

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年12月5日 10時20分ごろ
発生場所	長崎県 <sup>ごとう たまのうら</sup> 五島市玉之浦港内 大瀬埼灯台から真方位081° 1.8海里付近 (概位 北緯32° 37.0′ 東経128° 38.1′)
事故の概要	漁船さより丸は、操業中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年12月8日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 さより丸、0.4トン NS3-600412（漁船登録番号）、個人所有 第292-52339号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 5.9m/s（平均）、11.5 m/s（最大瞬間）、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期 長崎県下五島地域には12月4日16時03分に強風注意報が発表 され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船首を北方に向けて漂泊して操業 中、釣り糸が船外機のプロペラに絡まった。 船長は、船外機をチルトアップして左舷船尾側から身を乗り出して 船外機にからまった釣り糸を取り外しているうちに足元に海水が流入 していることを認め、滞留した海水を排出していたところ、本船は、 右舷方から強い風を受けて左舷方に転覆した。 船長は、落水したのち、浮いていた本船の船底に上がって救助を 待っていたところ、陸地にいた通行人に発見され、連絡を受けた水難 救済会の漁船に救助された。 本船は、船長手配の船舶により係留場所へ <sup>えい</sup> 航された。 船長は、救命胴衣を着用しておらず、また、携帯電話を所持してい たものの落水で濡れたので使用できなかった。 船長は、甲板上に海水が流入したことについて、左舷船尾側で身を 乗り出して取外し作業を行ったことで、左舷船尾ブルワーク下部の放 水口が海面下となって海水が逆流したのではないかと本事故後に思っ た。
分析	本船は、漂泊中、船長が、左舷船尾側から身を乗り出し、重心が

	<p>偏った状態となったことから、左舷船尾ブルワーク下部の放水口から海水が逆流して滞留したところに右舷方から強い風を受け、左舷方に転覆したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が漂泊中、船長が、左舷船尾側から身を乗り出し、重心が偏った状態となったため、左舷船尾ブルワーク下部の放水口から海水が逆流して滞留したところに右舷方から強い風を受け、左舷方に転覆したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の甲板上で作業を行う場合には、船体の傾斜に注意すること。</li> <li>・ 甲板上では救命胴衣を着用し、防水パックに入れた携帯電話又は防水型の携帯電話を身に付けておくこと。</li> </ul>